

26人水俣病認定



判決を受け「国の責任を認めず」「多数水俣病と認める」と報告する原告支援者ら＝18日午後1時30分過ぎ、新潟市中央区の新潟地裁前

国の責任認めず

新潟5次訴訟判決 昭電に賠償命令

水俣病被害を訴える新潟市などの男女が、国と原因企業の昭和電工(現レゾナック・ホールディングス)に1人当たり880万円の損害賠償などを求めた新潟水俣病第5次訴訟の判決が4月18日、新潟地裁(鈴木雄輔裁判長)であり、審理を終えた原告47人のうち26人を水俣病と認め、1人当たり400万円を支払うよう昭電側に命じた。国の責任は認めなかった。

第5次訴訟は2013年12月に提訴。現在の原告149人のうち、審理を終えた47人が判決を受けた。主な争点の一つが、原告を水俣病と認めるかどうか。原告側は、原告がメチル水銀に汚染された阿賀野川の魚を食べるなどし、手足の感覚障害があることから水俣病だと主張。被告側は、長年水俣病の診療に当たってきた民間医師が策定した「共通診断書」の所見だけでは診断できないなどと反論していた。

九州の水俣病では昨年9月、大阪地裁が原告全128人を水俣病と認め、国や原因企業などに賠償を命令した一方、熊本地裁は今年3月に原告全144人の請求を棄却。司法判断が割れる中、新潟地裁判決は、国の被害者救済の姿勢に疑問を投げかける形となった。

新潟水俣病 1965年、阿賀野川流域で公式確認された。阿賀野川上流の鹿瀬町(現阿賀町)にあった昭和電工(現レゾナック・ホールディングス)の鹿瀬工場が、アセトアルデヒドの生産過程で生じたメチル水銀を含む排水を川に流し、汚染された川魚を食べた流域住民が、手足の感覚障害や運動失調などを発症する例が相次いだ。56年に熊本県で公式確認された水俣病に続く「第2の水俣病」と呼ばれる。